

質問事項に対する回答（令和7年4月7日公告分）

件名 種別	廿日市市行政ネットワークモバイル端末等賃貸借	
	質問（令和7年4月17日～18日受付）	回答（令和7年4月21日回答）
質問1	廿日市市行政ネットワークモバイル端末等の仕様について 3 ソフトウェア (1) 今回調達分ソフトウェア アプリケーション：「TRUSTDELETEbiz+又はTRUSTDELETE prime+」 (1300ライセンス) ※導入時において最新のバージョンを別途調達すること。 ※端末に「TRUSTDELETEbiz+又はTRUST DELETE prime+」と同様の機能を有しているものは機能証明書を提出し、市により調達可否の判定を受けること。 ※ソフトウェアのメディアCD-ROM（又はDVD-ROM）を1部納入すること（クラウド版はこの限りでない。） 現行製品の名称が今後、バージョンアップ等により変更になった場合でも仕様要件を満たしていればよろしいですか？	・仕様要件を満たしている場合は、問題ありません。
質問2	別紙1 廿日市市行政ネットワークモバイル等の仕様について 4 主な設定項目 (2) 市内ネットワーク設定 ドメイン参加の有無 リモートアクセスサービスに接続させるにあたりキャッシュされた情報でwindows ログオン後リモートアクセスサービスへ認証し、設備側で問題なく認証された端末をリモートアクセスさせたいと考えておりますが問題ないでしょうか。	・キャッシュ情報が想定外の問題で失われた場合の対応が明確で迅速に復旧できるかつ市ネットワーク管理者（デジタル改革推進課）によるキャッシュの更新等に係る事務が発生しないこと。また、閉域網を利用（必要な認証を含む。）して、市内ネットワークへアクセスし、デスクトップ画面まで到達して業務利用ができるまでの時間が著しく遅くならない場合（市内ネットワーク側及びドメインユーザー側の問題によるログイン遅延は除く。）は、問題ございません。
質問3	別紙1 廿日市市行政ネットワークモバイル等の仕様について 4 主な設定項目 (2) 市内ネットワーク設定 IPアドレス DHCP方式と記載がございますが端末毎にプライベートIPアドレスを固定させることではなくリモートアクセスの認証設備へ接続した端末から自動的にアドレスを払い出す方式で相違なかったでしょうか。	・DHCP方式は、市内有線ネットワークを想定して記載しています。なお、リモートアクセスは固定IPアドレスを想定しています。
質問4	廿日市市行政ネットワークモバイル端末の片外接続について (3) 特記事項-サ 端末に使用するモバイル回線は、山間部など安定した通信が確立できない場合は、契約事業者ではない回線を使用する場合があります。と記載がありますが、契約事業者ではない回線を利用する場合は提案するリモートアクセスサービスの対象外と想定しておりますが相違なかったでしょうか。	・「20250417_質問事項に対する回答」質問8の回答のとおりです。
質問5	廿日市市行政ネットワークモバイル端末の片外接続について 2 回線仕様 オ 認証 ID、パスワード、IPアドレス、モバイル通信SIMカード固有の番号（IMSI）又は電話番号及び端末固有の番号（IMEI）のすべてを組み合わせた認証を行うことと記載がございますが、認証を行った上でプライベートIPアドレスを割り当てるためIPアドレスの組み合わせはできません。ID、パスワード、モバイル通信SIMカード固有の番号（IMSI）又は電話番号及び端末固有の番号（IMEI）のすべてを組み合わせた認証とさせていただくことでも問題ないでしょうか。	・問題ありません。
質問6	廿日市市行政ネットワークモバイル端末の片外接続について 2 回線仕様 キ 回線終端装置 市設置のルータ等への回線接続に必要な装置・ケーブルは、受注者が用意すること（設置・配線工事含む）と記載がございますが、回線終端装置および市設置のルータ等は同じ執務内と考えて問題なかったでしょうか。	・御認識のとおりです。
質問7	廿日市市行政ネットワークモバイル端末の片外接続について 2 回線仕様 ケ アクセスログ アクセスログは端末の固有ID、接続開始開始及び接続終了時間をアクセスログとして表示ができ、モバイル通信SIMカード固有のID（電話番号含む）は端末の固有IDから検索して確認することでも問題なかったでしょうか。	・問題ありません。
質問8	別紙1 廿日市市行政ネットワークモバイル等の仕様について 1 ハードウェア ディスプレイ 解像度について仕様書に、は1920×1200又は1920×1080ドットであること。とありますが、仕様以上の解像度（例：2160×1440）でも問題ございませんでしょうか。	・問題ありません。
質問9	廿日市市行政ネットワークモバイル等の仕様について 1 ハードウェア 生体認証 なし。 生体認証は利用しないという意図として理解し、PCに機能として備えていることには問題ないでしょうか。	・御認識のとおりで、問題ありません。
質問10	別紙1 廿日市市行政ネットワークモバイル等の仕様について 1 ハードウェア SSD イ SSDの暗号化について、BitLockerを使用すると認識しておりますが、相違ありませんでしょうか。 また、シングルサインオンとは、何を指しますでしょうか。 Bitlockerであれば、パスワード入力しPC起動→Windowsのログイン画面にパスワードを入力となり、2回の認証が必要となります。	・「20250417_質問事項に対する回答」質問3及び質問10の回答のとおりです。
質問11	廿日市市行政ネットワークモバイル等の仕様について 4 主な設定項目 (3) 上記以外へのネットワーク接続について 許可していないネットワークには接続を制限する構成プロファイル実現することと記載がございますが、現在グループポリシーでネットワーク接続の制限をしている場合、同様の仕組みとさせていただきます問題ないでしょうか。	・検証が必要ですので、現時点では御回答できません。
質問12	廿日市市行政ネットワークモバイル端末等賃貸借仕様書 5 提出物 (2) 管理シール はがれないものを使用して管理シールとして貼付することとありますが、想定されているテープの種類はございますか。	・特に指定はありませんが、協議の上決定させていただければと存じます。

質問事項に対する回答（令和7年4月7日公告分）

件名 種別	廿日市市行政ネットワークモバイル端末等賃貸借	
	質問（令和7年4月17日～18日受付）	回答（令和7年4月21日回答）
質問 1 3	廿日市市行政ネットワークモバイル端末の片外接続について 2 回線仕様（3）無線通信網の通信制限 今回調達するモバイルSIMカードを利用する全職員の1月あたりの通信量が13Tbyte以内であれば、当該月において全職員のモバイル通信SIMカードの帯域制限がないこと（通信量によるデータ送受信速度の制限を設けないこと。）※全職員間の割当通信量のシェアリングにより、上記要件を満たすことは可とする。 とありますが 1月の通信量の合算が13Tbyteを超過した場合、超過分についてはお支払いいただけますでしょうか。	・13Tbyteの通信量を超過した場合は、速度制限がかかり、超過分の支払いは発生しないようにしてください。 2025/4/25 追記 なお、超過分の支払いが発生しないのであれば、速度制限をかけることは必須ではありません。
質問 1 4	本件についての契約は応札者（乙）およびリース会社（丙）の三社契約を予定しております。賃貸借契約書第2条2項にて「本契約にかかるすべての履行について連帯して責務を負うものとする」とありますが、建設業法および銀行業法その他の法令に抵触する業務は、リース会社（丙）は直接業務を履行できませんので、「法的に可能な範囲での連帯」とさせていただきますよろしいでしょうか？ また、建設業法および銀行業法その他の法令に抵触する業務については、リース会社（丙）は第三者に発注し、当該第三者をして連帯債務にかかる業務を行わせることとしてよろしいでしょうか？	・問題ありませんが、契約締結の際、第3者が連帯責務を負うことがわかる根拠資料を御提出ください。
質問 1 5	本件の賃貸借契約は、「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか。	・入札公告「2 入札に付する事項」(4)に記載のとおりです。
質問 1 6	万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、【貴市】にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか？	・「20250417_質問事項に対する回答」質問 1 4 の回答のとおりです。
質問 1 7	予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございましたでしょうか？	・「20250417_質問事項に対する回答」質問 1 4 の回答のとおりです。
質問 1 8	本件、対象物件に動産総合保険を付保しております。同保険は地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等による物件滅失又は毀損等について、保険適用の対象外となっております。万一、動産総合保険の対象外となります地震・天災等を理由として、物件の滅失・破損等が発生してしまった場合、残賃借料については別途協議とさせていただきますでしょうか。	・別途協議で問題ありません。
質問 1 9	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議とさせていただきますでしょうか？（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）	・「20250417_質問事項に対する回答」質問 1 8 の回答のとおりです。
質問 2 0	物件に付保致します保険は、一般的な動産総合保険（時価ベース）への加入でよろしいでしょうか？	・「20250417_質問事項に対する回答」質問 1 の回答のとおりです。
質問 2 1	同保険は地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等による物件滅失又は毀損等について、保険適用の対象外となっております。保険適用外の事由による損害は、【貴市】にてご負担をいただけますでしょうか。	・保険適用外の場合は、市で負担します。
質問 2 2	動産総合保険を付保するのはハードウェアのみでよろしいでしょうか？ソフトウェアについては動産総合保険は不付保でよろしいでしょうか？	・ハードウェアに付属しないソフトウェアについては、不付保で問題ありません。
質問 2 3	契約書案第12条にて「甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない」と記載がございますが、具体的にどのような書面での対応になりますでしょうか。	・業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得てください。この場合の発注者から受注者に対しての承諾に用いる書面のことを指します。
質問 2 4	入札金額は、「月額」又は、「契約期間の総額」のどちらとなりますでしょうか。	・入札公告「8 入札書の記載方法等」(5)に記載のとおりです。
質問 2 5	請求書が応札者とリース会社の2通に分かれることは問題ないでしょうか。	・請求書は、応札者による1通でお願いいたします。
質問 2 6	保守対応窓口は一本化することですが、保険金請求時は二本になっても問題ないでしょうか。また、保険金請求は貴市にて行っていただくという認識で間違えないでしょうか。	・保険金請求は、仕様書「7 契約不履行及び保証」(2)に記載の図⑧のとおりです。
質問 2 7	動産保険適用の際、修理費用の建て替えが発生しますのでご了承いただけますという認識でよろしいでしょうか。	・保険費用支払は、仕様書「7 契約不履行及び保証」(2)に記載の図⑧のとおりです。
質問 2 8	通常、保険金請求では事前に事故報告書を保険会社に提出しますが、事故報告書は貴市が作成していただけるという認識で間違えないでしょうか。	・指定の事故報告書を一本化した対応窓口から御提供いただき、本市で記載後、当該対応窓口にて御提出いたします。
質問 2 9	保険金請求を保守業者が代行する場合、保険会社から保守業者に一旦保険金が入金され、その後保守業者から貴市へお振込をするフローになる可能性がございます。このような場合、保守業者に貴市の入金口座情報を開示いただけますでしょうか。	・質問 2 7 の回答のとおり、保守業者（保守対応窓口）から本市へ保険金を振込みがある想定はありませんが、振込みが発生する場合には、本市で納入の手続きが必要ですので、協議してください。
質問 3 0	保険で修理する場合、修理費用を立て替えていただくこととなりますが、修理費用を負担いただく部門はどちらになりますでしょうか。	・保険費用支払は、仕様書「7 契約不履行及び保証」(2)に記載の図⑧のとおりです。